

五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

	可能な限り多くの避難所の開設	親戚や友人の家等への避難の検討	自宅療養者等の避難の検討	避難者の健康状態の確認	手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底	避難所の衛生環境の確保	十分な換気の実施、スペースの確保	発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保	避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合	避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備
延岡市	<ul style="list-style-type: none"> 市全域に災害の危険を及ぼす場合は、全て指定緊急避難場所を開設する。 市の一部に災害の危険を及ぼす場合でも、状況に応じて、避難者が三密にならないよう多くの避難場所を開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページ、ラジオ、災害情報メール等あらゆる手段を用いて周知済み。 災害時についても、避難情報を発令する際にも周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱や咳等の症状のある方、感染流行地域への往来した方専用の避難所を4箇所設置 市が開設する指定緊急避難場所にも23箇所専用スペースを確保済み 	<ul style="list-style-type: none"> 受付時に、検温など健康状態の確認を行う。 避難している最中に体調が悪くなった方への対応を保健師と連携して対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難する際に、マスク・消毒液・体温計・スリッパなど持参するようあらゆる手段を用いて周知済み 	<ul style="list-style-type: none"> マスク、消毒液、体温計、段ボールの間仕切り・ベッドなど確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> 各指定避難場所において、十分な間隔で避難生活を送れるようレイアウト図を作成済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 専用避難場所4箇所確保 市が開設する指定緊急避難場所に専用スペース23箇所確保 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所・消防署と連携し、医療機関へ救急搬送を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦、高齢者、基礎疾患をもっている方など、感染すると重症化するリスクの高い方を避難させるために、ホテル・旅館業と現在協議中
高千穂町	<ul style="list-style-type: none"> 災害の規模に応じて、避難者が過密にならないよう避難所を順次開設していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 「町指定避難所での対応について」及び「消防庁発出の避難所行動（分散避難）フロー」のチラシを作成し全戸配布し分散避難について住民に周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の方針として、コロナ感染者は完治するまで県指定の病院及び県借り上げのホテルで療養することとなっているが、濃厚接触者が避難する場合には専用の避難所を開設することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部と避難所対応職員は、活動時に保健師と常に連絡が取れる体制をとっており、健康状態に不安がある方に対応できる体制をとっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に全戸配布するチラシや避難所対応職員による呼びかけ等により、基本的な対策の徹底を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所での手指消毒や換気、定期的な避難所の消毒作業を行い衛生環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所対応職員により、個人（世帯）ごとに2メートル程度は距離を保つよう指示する。換気については1、2時間を目安に適宜換気を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内の別部屋を使用したり、間仕切りを使用し専用スペースを確保する。 	検討中	<ul style="list-style-type: none"> 想定される災害の避難者数から、町内の指定避難所の数で避難者が過密になることが考えられないため、ホテル等の活用は検討していない。
日之影町	<ul style="list-style-type: none"> 町内24ヶ所の指定避難所に収まらない場合、指定されていない地区公民館などを避難所として増設する対応 	<ul style="list-style-type: none"> 広報6月号の配布物による周知対応 	<ul style="list-style-type: none"> 県が「ドライブイン」に沿って行う 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に自宅での検温、入所前のスクリーニング、定期的な検温の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所担当職員、管轄消防団による避難所での指導 	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を準備、トイレのドアノブや動線において触れる物を定期的に消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 1～2時間を目安に適宜換気をおこなう。 	<ul style="list-style-type: none"> 個室がある避難所では個室にて対応。隔離できない避難所ではパーティションでの対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関、県の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 検討していない
五ヶ瀬町	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所である町開設避難所5箇所全て開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> 6/11に避難所開設時のコロナ対策についてチラシを作成し館長に対して説明会を実施し、町民に周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 県が「ドライブイン」に沿って行う 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所入所前の検温・健康チェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 職員用に避難所マニュアルを作成し徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を準備し、人の動線全てに対して定期的に消毒を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所対応職員によりソーシャルディスタンスを確保するよう指示する。また、気象状況によるが定期的に換気を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者又は経過観察者用に指定避難所の1施設を専用避難所とし、医療機関や保健所の指示を仰ぎながら対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関・県の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 検討していない
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> 5/14に市町村担当者との意見交換会を実施 5/29に市町村へ「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン」を发出 									<ul style="list-style-type: none"> 5月上旬に業界組合と協議 ホテル等での受け入れにおける指針を整理中